

平成 29 年度 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 未就学児保育料貸付申請者募集要項

平成 29 年 3 月
社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

茨城県内の保育士確保を図るため、未就学児をもつ保育士の子どもの保育料の一部を貸し付ける制度です。

平成 29 年度の貸付けを申請する方を次のとおり募集します。

- 1 申請受付期間** **平成 29 年 4 月 5 日（水）～平成 30 年 2 月 28 日（水）必着**
 [平成 29 年 3 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日までの間に就職（復職）した方]
 ※随時受け付けます。ただし就職（復職）月の翌月までに申請すること。
 （2 月就職（復帰）した方は 2 月末までに申請すること。）
 ※平成 30 年 3 月 1 日以降に就職（復職）した方については、平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日以降）の申請受付となります。

2 貸付対象

平成 29 年 3 月 1 日以降、「保育所等一覧」（下表参照）の施設等種別欄に掲げる施設又は事業（以下「保育所等」という。）に勤務する次の（1）、（2）のいずれかの要件を満たす保育士が貸付対象となります。ただし、子どもの保育所等利用が決定していて、保育士として週 20 時間以上勤務することを原則とします。

- （1）未就学児をもつ保育士で、茨城県内の保育所等に新たに勤務した方
- （2）茨城県内の保育所等に雇用されている未就学児をもつ保育士で、産後休暇又は育児休業から復帰した方

【保育所等一覧】

法令・通知等		施設等種別
児童福祉法	第 7 条	保育所・幼保連携型認定こども園
	第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する事業であって第 34 条の 15 第 1 項の規定により市町村が行うもの、及び同条第 2 項の規定による認可を受けたもの	家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業
	第 6 条の 3 第 13 項に規定され、第 34 条の 18 第 1 項の規定による届出を行ったもの	病児保育事業
	第 6 条の 3 第 7 項に規定され、第 34 条の 12 第 1 項の規定による届出を行ったもの	一時預かり事業
	第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務または第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とするものであって、第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認定を受けていないもののうち、右記に示すもの	地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室、家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
学校教育法	第 1 条	教育時間終了後に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園 認定こども園に移行を予定している幼稚園
就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第 2 条第 6 項	認定こども園
子ども・子育て支援法	第 30 条第 1 項第 4 号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設

3 貸付額【無利子】、貸付期間【1年間】

1月あたりの未就学児の保育料の半額（月額上限 27,000 円）

（貸付期間中に保育料の金額が変更された場合は、再確認の手続きを行います。）

4 申請方法

未就学児保育料貸付を申請しようとする方は、下表の1から5に掲げる書類を県社協へ提出してください。

番号	提出書類	様式等	留意事項等
1	未就学児保育料貸付申請書	第2号様式	・連帯保証人の所得証明書類・印鑑登録証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）を添付 ※連帯保証人が1名必要です。（連帯保証人の要件は次のとおりです。） ア 独立の生計を営む成年 イ 申請者が未成年の場合は法定代理人であること
2	保育士登録証の写し	—	・旧姓の場合は、変更手続きを行ってください。 ただし、変更に時間を要する為、変更手続き用紙の両面（裏面は領収書添付後）写しと、旧姓の保育士登録証の写しが必要となります。
3	申請者の住民票謄本	—	・世帯全員の住民票（3ヶ月以内に発行された世帯主・続柄記載のあるもの） ※ <u>マイナンバー及び本籍地の記載は不要</u> です。
4	未就学児の保育料を確認できる書類	—	・市町村発行の保育料決定通知書等の写しなど
5	雇用証明書	第5号様式	※勤務する保育所等で作成してもらってください。

5 貸付けの決定

- ・提出された申請書類等を県社協で審査のうえ貸付の適否を決定し、結果をお知らせします。
- ・貸付決定となった方には、修学資金等借用証書、振込口座申込書等の書類を送付しますので、契約締結（毎月第4金曜日の午後）に参加のうえ、県社協へ提出してください。

6 貸付金の交付

申請者の印鑑登録証明書を添付した修学資金等借用証書の提出をもって貸付契約が成立します。

また、貸付金は、提出いただいた振込口座申込書に記載の金融機関（ゆうちょ銀行を除く）へ、年4回（6月：4～6月分、9月：7～9月分、12月：10～12月分、3月：1～3月分）交付します。

7 貸付金の返還について

返還の免除事由に該当する場合を除いて、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間（返還猶予を受けた期間があるときはこの期間をあわせた期間）内に、月賦、半年賦の均等払、または一括払の方法により返還することとなります。

※正当な理由がなく期日までに返還しなかったときは、年5.0パーセントの延滞利子が発生します。

8 返還の免除等

県内の保育所等において保育士として就職（復職）し、引き続き2年間業務に従事したとき、返還債務が免除されます。

9 お問い合わせ先及び申請先

茨城県社会福祉協議会 福祉人材・研修部（人材自立育成担当）

（所在地）

〒310-8586 茨城県水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館3階

（電話番号）

029-350-8366（平日午前9時から12時、午後1時から5時まで）

貸付の対象とならない方の事例（新たに保育所等に勤務する保育士）

※個別に状況を確認させていただきますのでご相談ください。

- ①保育所等勤務か所（施設）を変更（転職）したときで、実態として月単位で雇用が継続されている場合
- ②契約更新などにより、実態として雇用が継続されている場合
- ③保育所等における雇用形態が変更したが、実態として雇用が継続されている場合
（例）パート職員から正職員への変更

など

貸付金の対象とならないもの

- ①一時預り、病児保育に係る保育料
- ②私学助成の幼稚園の利用料金
- ③保育所の延長保育時間部分、幼稚園の預かり保育分の料金
- ④保育形態が不適正な保育に係る利用料金